

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和32年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のとおり改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前								
略 別表（第1条関係）								略 別表（第1条関係）								
職員の区分 階級の区分 部署の区分	警察官						警察官以外の職員	職員の区分 階級の区分 部署の区分	警察官						警察官以外の職員	
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計			警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
	人	人	人	人	人	人			人	人	人	人	人	人		人
本部	<u>51</u>	<u>98</u>	<u>162</u>	<u>135</u>	<u>190</u>	<u>636</u>	人	本部	<u>52</u>	<u>102</u>	<u>155</u>	<u>136</u>	<u>189</u>	<u>634</u>	人	293
署	<u>26</u>	77	206	<u>421</u>	<u>623</u>	<u>1,353</u>	96	署	<u>29</u>	77	206	<u>422</u>	<u>621</u>	<u>1,355</u>	<u>95</u>	
計	<u>77</u>	<u>175</u>	<u>368</u>	<u>556</u>	<u>813</u>	1,989	388	計	<u>81</u>	<u>179</u>	<u>361</u>	<u>558</u>	<u>810</u>	1,989	388	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。